海。東の方は安房に平群郡の平郡と呼ふ。北に終り一里ばかり上総に續く。西の方は武藏。北は上総に續く。西の方は武藏。北は上総に接し下総に接し包含り○浮島宮は平群郡勝山の海邊より十町ばかり西の海中に。浮嶋ありて。南北の徑五六町ばかり。横は其ほどなりに狹くして。東西の岬ハ漸く細き小嶋なり。さばかりの北平坦なる小島なきど。以ての外荒涼なる淋しき事なし。故に浮嶋と云ふ。島中に浮嶋明神といふ小祠在り。むかし天子の御船を此島に寄せ給ひ。御遊覽ありし蹟所なりと云傳へ。其ころの國の老人語りき。天皇此島に御船を泊し給ひ。嶋中の行宮に到坐す。扨ては此島の明神社は。行宮の蹟所なれば。行宮に御坐なるべし。きて又御船路なる陸地なれば除かず。さ除かば行宮の行宮に坐すべしと言ふ。其ころ。おもむき興ありしなれば。下文に。天皇葛飾野に御猟に行幸の時。八坂媛波借宮に御坐ありしと云ふ。

さきに記べく。すべて河曲山と何なる。和名抄安房國安房郡の郷に。河曲加波和。今勝山に近く。安房郡に隣りて。合ひくきこと。さて其河曲の地は。あやとて下に母云ふ。こは久しくして。もあはすべし。

（續紀に神護景雲二年三月。下総國井上。浮島。河曲。三駅。武藏国兼下総。豊

島ニ驛。兼ニ山海両路ニ使命繁多。乞准ニ中路ニ置ニ馬十匹ラみと
見え。兵部式に。駅馬下総国井上十匹。浮嶋。河曲。各五匹。
茜津。於賊。各十匹。と見えたる浮嶋河曲て同名なる
ら。下総の地名に宮。こハ上総な割く安房国建る
き。きは後の事なるべし。この氏文に見えたるは安房国地理に上総合
き。以ゆ郷名河曲山も由なし。河曲て和名抄上総
国望陀郡に河曲郷。名に見えたり。其下総れ系
島河曲の二駅。すゝ上総なる河曲。郷なり。又由ありてかゝる
房ゆり移ての地名なら。むべし。又もこそ…安
おもづら同じ。まだ考へて。なほ其国人
ふくべし。ゝ尋問ぬ。○常陸風土記。信太。郡の下
小。郡ノ北十里ニ碓井ア古老ノ曰。大足日子天皇。浮嶋ノ帳
宮ニ無水供御。即遣ニ卜者ニ訪ニ占ヲ所ニ穿ツ之。今存ニ雄栗之村
従ニ是西ニ高来ノ里アリ云々とミえたり。今も小栗村と云
ふ。おが在りとで。さる浮島といふ名の同ドき村なり
て。ひ惑ふ屋ら。ばす。又同記同郡の下に。古老ノ曰
倭武ノ天皇巡ニ行ニ海辺ニ行至ニ乗濵ノ里東ニ。有ニ浮嶋
村。長二千歩。横四百歩。四面絶ニ海。山野交錯。戸一十五
烟。云々。と見えたる小島なり。今霞ケ浦の海中に在
アとぞ。碓井れ下よりえらなる浮嶋とは別所なり。こ

れをしも又おも
ひ混ふあらずば

命ノ
時磐鹿六獦命従駕仕奉矣。
獦字。秘抄みな鴈と作て。此第二章第三章にも然書
て。以ゞ被ちくもあるべし。すべて仕字。或供と書て。下
文の例に依るに。誤写なるべし。○磐鹿六獦命。名の唱
し。ますゝ奉字を挙に誤、誤補わ
八。姓氏録の若櫻部尓。伊波我六加利命と書るに據る
べし。六字脱しあるべし。印本又一写本の題名も。
る本あり。皇胤紹運録本朝帝皇系譜。巻尾に右
帝皇系譜。自室町殿被書之時。中書也。但小書等以他
本書之。末終書写之功。次に時長亨二暦季冬清書。昱
年季春中旬進之。
亜相藤原宣胤
小。孝元天皇の皇子大彦命。阿部臣高橋臣
祖云の二男比古伊那許士別命は長男に系てさ。六
云
鴈命高橋氏祖と見えたり。此書の印本。すべ群書類従本
に。六鴈命を大彦命の三男小

系譜に載せたり。此書に引用せる所の前代の記事は得て校訂すべき一写本の原據なり。其ハ下に引く姓氏録に。大彦命の孫と見えたる傳の合ひて。正しく知られぬ採りて古事記の孝元天皇の皇子大毘古命之子云々。次に比古伊那許志別命。此者膳臣之祖也書紀に。膳臣遠祖名磐鹿六雁。はた大彦命。是阿倍臣膳臣云々。凡七族之始祖也とミえ。姓氏録に阿閇朝臣。孝元天皇皇子大彦命之後也。すゝ阿閇臣。大彦命男彦瀬立大稲越命之後也。高橋朝臣。大稲輿命之後也。すゝ膳大伴部。大彦命孫磐鹿六鴈命之後也。若櫻部朝臣。大彦命孫伊波我六加利命之後也。などゝ見えたるに合ひ

天皇行幸於葛餝野令御獵矣。

秘抄に行幸於の三字脱し。令をもに誤り。矣字無し

○葛餝野。万葉集下総國歌。可都思加能云々。又葛餝郡所人も見ゆ。東大寺に藏る古佛經の翻用紙背に見えたる。養老五年の戸籍に。下総國葛餝郡大島郷。和名抄に下総國府在葛餝郡。葛餝止志加と訓ゐて當時さも呼ばしなり。又誤寫なるべし。何ゐなるべし。今も葛餝と書て可都思加と呼ぶ。野を今も葛餝郡に。大名抄に小金原と呼ぶ。此と曠き野おと。古た今ともに此と云傳ふとぞ。今も其野の内外に山林などもあるとて。猪鹿など

多かりけるで。享保十一年。寛政七年ハ御○令のそヤ。
猪せさをゆひ〜〜しと此曠野なりた○
メタ〜〜ヒヒキ。みをむ〜〜し○ハ匁浮島の北北方海上
十里餘ハ勝鹿と書く所。倭武命の平ゆひつゆ
處々を覧てハさむを先ハ。御猪ゴてら御船ちり
此浦ハ渡りて。野に幸ましてもはるゆ〜〜し
大石八坂媛波借宮ハ御坐。磐鹿六猪命亦留侍。
大石八坂媛。古事記ハ天皇段に。娶テ八尺入日子命
之女八坂之入日賣命云々とえ〜〜。ちハ成務
天皇の御母ハ坐ケ方をり。こゝにも下ハも八坂媛と
字を脱をゆハ所らざるあ。又も皆よ書るハ。もし〜〜とをに入
り入を畧く。申傳きりしまもはるへし。を〜此媛命

を大石ゆと申し奉れるこゝは。伊豫風土記ハも天皇
等於湯行幸降坐五度也。以下大帯日子天皇與大石八
坂入姫命二軀為一度也云と見えをり。ちゝ大石
と申すゆと。古、當御代の天皇ハ第一なる御妻を申ス
崇称ハて。後の御代ハ皇后と書くゝ御事なり。此事く
しく古事記傳に辨書紀ハ。五十二年夏五月甲辰
朔丁未。皇后播磨大郎姫薨。秋七月癸丑朔己酉。立八
坂入媛命為皇后とゆ。
大石と申をゆ母倉ハ
此時大石詔磐鹿六猪命。此浦聞異鳥之音。其鳴賀我久

久。欲見其形。即磐鹿六猪命乗船到于鳥許。鳥驚飛於他浦。猶雖追行遂不得捕。於是磐鹿六猪命詛曰。汝鳥恋其音欲見貌。飛遷他浦不見其形。自今以後不得登陸。若大地下居必死。以海中為住處。

秘抄即磐鹿とは。自今以後万葉五十五字は畧き。まさ若とて住處すぐ十三字は畧けり○其鳴賀我久久。久久を類従本久ニと作て。今一本ハ正しく書るハ依る書紀此天皇五十三年の下ハ。此時の事を記さ被せるに。聞覚賀鳥云々。この全文て下に引出しなり。さて賀我久久て。同字の重なるを書く古への一れ書法なり。賀久我久久とも書し。此ハ其鳥の鳴聲を寫しなり云へ不言なり。書紀ハ覚賀鳥と書るハ。熱田神社縁起ハ問之土俗稱覚駕鳥文全下ハ引べしと見えく。其鳴聲ハよりて名とを不なり。詔詞の初發を濁ことハ。又古へ言ハ例の所まに。おのづから上代駕ハ清て。加久我鳥と云ふを。覚駕鳥とて書ハなり。この駕字。書紀ハ賀と作るを。第三章ハ舂ふる文を舂く。駕字を書さ延暦の官符に。日本紀の必濁ア〳〵をむべく作るを。後に賀字ハ訛るなり。然ハ舂ハ釋日本紀ハ。覚賀鳥可讀之私記曰。此私記或延喜公望私記とも云へア。新国史ハ延喜四年八月二十一日。令初講日本紀也。前下野守藤原朝臣春海為博士。紀傳学生矢田部公望云々等為尚復師説。瑞鳥不見其名也。安大

夫、説、公望按、高橋氏文云、水佐古とみえ。また和名抄鵰鳩の下に。爾雅、集注云。鵰鳩、鶚、屬也。好在江邊山中。亦食魚也。和名美佐古。今按古語用覺賀鳥、三字云加久加乃止利。日本紀私記。公望按、高橋氏文云水佐古を注して秋ごうを次歴て信ずべし。名義抄に覺賀鳥。カクカノトリ。ミサコ也と注せるも。此説に據るなり。以つゐに信ずべし。此氏文に聞異鳥之音。其鳴駕我久ニと見えたり。以て怪異しく聞食し世に趣なり。鵰鳩の聲ならむかも。大宮住のときせ世方へに大石の御上みを申さど。此度は御旅行の海辺などかくも。それ聞食し知らぬ御こゝやはれたべそう。又六猶命おもぼのうり異しく追行て志のちのと詔言をべ知に毋あらばげるなや。此鳥の在状。次に挙る熟田縁起の文なも然るを紀の私記ども。此氏文を考合て知るべし。

疎漏に讀て。世で臆度に瑞鳥、と以為りて。みがりなり。又塵袋といふ書の第三、巻に。天文元年に集めうる塵添壒嚢抄序に。予世有壒嚢抄七巻。又有塵袋十巻。不知作者云々。予今捨捨用類塵。於所残之塵中。簡取二百一箇至要塵。以添加壒嚢五百三十六箇中。都得七百三十七箇。即為二十巻。名塵添壒嚢抄。とゐへる塵袋こそ。今予が見うるい。永正五年に僧印融が傳写本に。全部十一巻片假字ホ〳〵書きり。覺賀鳥とこそふハなホ鳥で。日本私記に

ホハ鵰鳥の名なりと云へて。但し風土記を案そる

今常陸の土俗言ニ鴎をカゞドリと云む。安房上総下総にて
すべて鴎をカゴドリといふとぞ。其ハ共ニ覚賀鳥にて以後ハ訛れる
なり。さて覚賀鳥の古事をはやく鴎ニ混へて聞傳へたる
名の遺れるなり。くはしく日本紀私記に雎鳩の事をあるも鴎と同じ
属の鳥なればなり。さて聞傳へあることの説なる序ニきこえたらむを以
合せて知るべし

原本ツケ紙ニテ十四丁裏ノ第二行十九字ノ下ニ入ルベシアヒ印シテアリ
シカト十三丁表ノ五行ニダリナリノ下ニ入ルベキヲフトアヒ印ノ違ヘルナルベシ

ル。常陸國河内郡浮嶋の村ヨ鳥あり。賀久賀鳥と云
ゆ。その吟嘯の音聲愛ろつべし。大足日子天皇此の
村のすゝみやよとでまて給ふ。廿日。其間此の
鳥此聲をきこしめ給ふ。伊賀理命なたゝいして。網
をもて捕ら志めて給ふ。恍惚感し給ひ悉く鳥取と云
ふ姓を賜せり。其子孫いまヨ此の所ヨ住むと云
へりと記せり。此常陸風土記の文。今世ハ存る抄本
と書ハ本書のまゝなるべきに。其本書をべて假
字の清濁をかゝだ書る例なれバ。上ヨ論へるごゝ。
上への賀を清ス。下の賀を濁りて唱むべし
土記志太郡此下ハ。古老曰。大足日子天皇幸浮嶋之
帳宮。無水供御云々と見えたる浮嶋にて。今ト信太
郡ヨ屬て大湖の中ヨ在るゝ。河内郡ト信太郡ヨ隣
りゝ。こゝも同しゝるの湖に向ひしれバ。其湖邊に
て浮嶋ヨ向ひて由ある里を。それゝ浮嶋村と呼
ひ。其処ヨ行宮ヨ停りゝ給へる間ヨ。その湖辺ヨ
彼鳥の来ゝるなるべし。かゝて其河内郡ハ。下総の
葛飾郡ヨ隣りて遠ゝ志きをバ。此上文ヨ行幸于葛
飾野。令御猪とある時。常陸ヨ幸して浮嶋の行宮ヨ
數日たゝしゝ万志ゝる間の事ゆて。淡此浮嶋ヨて六
猪命の加久賀鳥を調ゝるゝ。おもゝ同し日ごゝ

の事なりしあるべし。此度の行宮。安房も常陸も浮たま名の同しうなれしなり。嶋と呼ふ地なりけるハ。さまひさうる傳なるべしもとおもひまどふべ〳〵し。

此鳥化変て。この時なりもたちやく〳〵熱田神社縁起不。巻尾に見観十六年。神宮別當尾張連清稲。捜古記文。加に繕寫ら脩ス縁起といひし。後小尾張守藤原朝臣村ー楫筆削し〳〵。寫し三通ハ一通ハ進公家。一通贈社家。一通ハ留国衙。寛平二年十月十五日とあ梨

倭武尊東征功畢をすひ〳〵後の下小。輿稲種公更議曰る我就山道公帰海路云々。倭武尊還向尾張到篠城邑進食之間。稲種公傍従久米八腹。策駿馬馳来啓曰。稲種公入海亡没云々。亦問公入海之由。八腹啓曰。渡駿河之海海中有鳥。鳴聲可怜。毛羽奇麗。問之土俗称覺駕鳥。公謂曰捕此鳥献我君。飛帆追鳥。風波暴起。舟船傾没。公亦入海矣。倭武尊吐涂不耳。悲慟無已とこえ〳〵。

鳥の在狀事の趣もいとと〳〵似てたこえ。又書紀に覺賀鳥と記さとる留ふもふ合ひく。鵯鳩ならぬおもを論ふはく毛ひうゑ。此は在留土俗の覺駕鳥と呼来て。東海の邊小希ふあてなる鳥なりし事知らもせり。そしく〳〵此鳥た。前ま倭武命東の國平の度。海中小顕せ出る。稲種公小災ななし。復この行幸の時ーも。天皇の御許まを出せる狀をおもふに。忌〳〵ちゑ怪鳥なりけるを。天皇の稜威

ゝく。伊賀理命に捕らせ給ふ。又六猶命は雄々しき詔に遭て。屬悉海中に放ち失うけむ。をく件は時の事。上ふ引き給ふ景行紀五十三年は下に。渡淤水門とあるさし次ふ。是時聞覺賀鳥聲。欲見其鳥形。尋而出海中。仍得白蛤云々と見えたるはいかゝ。但し此時天皇御船ふ覺賀鳥を覺なもしに出万ふ趣ふ記さるなは。此氏文ぬかり委しらぬ。〇詔曰云々。詔言の意かゝ也たるをふ一傳ぬかり

しさて此時六猶命大伯は詔を奉て。即船ふ乘りゝ。其鳥を追行たゝど。え捕えぬて。詔言をれ狀のそゞ一ちぢに大君の命畏み。猛く勇決る古人の。直き真心なる行ふ。こゝろをたらて。をみあぢをふべし。

伊賀理命の詔を奉て此鳥を捕て。稲種公が此鳥を捕むと追ふるをゝ同じゝろぢえなり。古事記無

仁徳に。本年遅氣の皇子の御為ふ。天皇山辺の大鶴命。虛空ゆく鶴ぬ捕らし給ふ。是人追多遅麻国。追科野国。東方。到遂追到高志國而。於和那美之水門張国。自尾張国。其鶴自木国。追越稲羽國。即到因幡国。亦追越伯耆国。乃越三野国。自尾張国。其鶴ふ追科野国。遂追到高志國而。於和那美之水門張国。其鶴ふ取上献云。この事書紀。すべて姓氏録鳥網取其鳥而持捕部連の譜ふも見え。古人の行はゝ。ゝるこゝろぢえなる事多くきこえる。漢人の舟しもる直情往行とゝ。いさゝく別なる趣ふりくゝえずそし

一還時顧舟魚多追来。即磐鹿六猶命。以角弭之弓當游魚之中。即着弭而出忽獲數隻。仍名曰頑魚。此今諺曰堅